

| 区分 | 内容 | 問い合わせ先 |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| 税金・納付金の減免・免除などに関する事 | 障害基礎年金などに係る障害状況確認届の提出期限の延長 | 各区保険年金課 中区 ☎504-2556、☎245-2163 東区 ☎568-7712、☎262-6986 南区 ☎250-8944、☎254-2516 西区 ☎532-0935、☎232-2144 安佐南区 ☎831-4931、☎877-2299 安佐北区 ☎819-3910、☎815-5164 安芸区 ☎821-4910、☎822-8069 佐伯区 ☎943-9713、☎922-0132 市保険年金課管理係 ☎504-2159、☎504-2135 |
| | 障害基礎年金などに係る届出書などの提出遅延に伴う支給差止めの一時的中止 | 同上 |
| | 障害福祉サービス利用者負担額の減免 | 各区福祉課障害福祉係 中区 ☎504-2588 東区 ☎568-7734 南区 ☎250-4132 西区 ☎294-6346 安佐南区 ☎831-4946 安佐北区 ☎819-0608 安芸区 ☎821-2816 佐伯区 ☎943-9769 市障害自立支援課 ☎504-2148 |
| | 障害児通所支援など利用負担額の減免 | 同上 |
| | 補装具、日常生活用具給付に係る自己負担額の減免 | 同上 |
| 児童福祉 | 重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免 | 同上 |
| | 保育料・副食費の減免 | 各区福祉課児童福祉係 中区 ☎504-2569、☎504-2175 東区 ☎568-7733、☎568-7781 南区 ☎250-4131、☎254-9184 西区 ☎294-6342、☎294-6311 安佐南区 ☎831-4945、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0605、☎819-0602 安芸区 ☎821-2813、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9732、☎923-1611 市保育企画課 ☎504-2153、☎504-2255 |
| | 保育料の徴収猶予 | 市収納対策部各課 各課共通 ☎249-3901 徴収第一課 中区 ☎504-0131、504-0134 南区 ☎504-0132、504-0133 徴収第二課 西区 ☎504-0211、504-0212、504-0214 佐伯区 ☎504-0213 徴収第三課 東区 ☎504-0321 安芸区 ☎504-0322 市外 ☎504-0323、504-0324 徴収第四課 安佐南区 ☎504-0411、504-0412 安佐北区 ☎504-0413、504-0414 特別滞納整理課 高額滞納分 ☎504-2128 |
| 水道・下水道 | 水道料金と下水道使用料の支払い期限の猶予 | 水道局中央営業所各営業係 中 ☎221-5522、☎511-6925 東 ☎511-6922、☎511-6925 南 ☎511-6933、☎221-3060 西 ☎511-6944、☎221-3060 中央以外の各営業所 安佐南 ☎831-4565、☎877-0679 安佐北 ☎819-3958、☎814-8859 安芸 ☎821-4949、☎823-6624 佐伯 ☎923-4121、☎922-6985 水道局営業課庶務係 ☎511-6832、☎221-3110 下水道局管理課使用料係 ☎241-8258、☎248-8273 |

| 区分 | 内容 | 問い合わせ先 |
|------------------|---|--|
| 償還条件の緩和に関する事 | 市立病院の診療費などの後納または分納 | 広島市民病院 ☎212-3227、☎223-5514 安佐市民病院 ☎815-5211、☎815-3557 舟入市民病院 ☎232-6195、☎234-7302 リハビリテーション病院 ☎848-8001、☎848-8003 自立訓練施設 ☎849-2868、☎849-2872 安芸市民病院 ☎827-0121、☎827-0561 |
| | 水洗便所設備資金貸付金の償還猶予 | 下水道局管理課普及促進係 ☎241-8257、☎248-8273 |
| | 下水道事業受益者負担金と下水道事業分担金の徴収猶予 | 下水道局計画調整課調整係 ☎504-2406、☎504-2429 |
| 生活困窮に関する事 | 住居確保給付金 離職などにより生活が困窮した人に一定期間家賃相当額(限度額あり)を支給 <支給要件> ①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業など(新型コロナウイルスの影響 ^{など})により、収入を得る機会が減少していること ②世帯収入の合計額と世帯の金融資産の合計額がそれぞれ次表の基準額以下 ^{など} | 住居確保給付金申請受付コールセンター(市くらしサポートセンター) ☎080-4552-2955 ☎080-9793-2662 ☎080-9792-4537 |
| | 生活困窮者自立相談支援事業 さまざまな課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に応じ、就労支援などの各種事業の利用や関係機関との調整などにより、自立に向けた継続的な支援を行います | 各区くらしサポートセンター 中区 ☎545-8388 東区 ☎568-6887 南区 ☎250-5677 西区 ☎235-3566 安佐南区 ☎831-1209 安佐北区 ☎815-1124 安芸区 ☎821-5662 佐伯区 ☎943-8797 |
| | 生活保護の相談に関する事 | 各区生活課 中区 ☎504-2443、☎504-2175 東区 ☎568-7726、☎264-5271 南区 ☎250-4105、☎254-9184 西区 ☎294-6069、☎294-6311 安佐南区 ☎831-5010、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0576、☎819-0602 安芸区 ☎821-2806、☎821-2832 佐伯区 ☎943-9726、☎923-1611 市地域福祉課保護係 ☎504-2138、☎504-2169 |
| 住まいに関する事(仮住宅の提供) | 住宅に困っている次の人に市営住宅を提供 ・市内の居住者が通勤者で、1月1日以降の解雇などに伴い住居を失った人 ・地方公共団体の要請により、インターネットカフェなど、居住が不安定な人の一時的な居所になっている施設の利用が制限または停止されるなどにより、その居所を失った人 | 市住宅政策課 ☎504-2769、☎504-2308 |